

「誰もが自分らしくあるために」

● 基本理念

- 人権侵害の根絶
  - ⇒ 配偶者暴力 (DV)、ハラスメント、性別等を理由とした差別などの人権侵害が根絶されること。
  - ※ 配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、パートナー、交際相手である者またはあった者を含む。
- ~~● 女性のエンパワメントの実現 (女性の活躍への支援)~~
- 多様な生き方の選択
  - ⇒ すべての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意志と責任において多様な生き方を選択できること。
- 平等な参画機会の確保
  - ⇒ すべての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案および決定に平等に参画する機会が確保されること。
- 家庭生活と職場、学校、地域活動の調和
  - ⇒ すべての人が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) の尊重
  - ⇒ すべての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。
- ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える教育
  - ⇒ 学校教育、社会教育その他の教育の場において、ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた取組みが行われること。
  - ※ メディア・リテラシーとは、多様なメディアが伝える様々な情報を無批判に受け止めるのではなく、主体的に読み解き、取捨選択して適切に利用して発信する能力および多様なメディアを通じて意思疎通する能力をいう。
- 性的指向やジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難等の解消
  - ⇒ すべての人の性的指向やジェンダーアイデンティティに関する自己決定権が尊重され、性的指向やジェンダーアイデンティティを原因とした日常生活上の困難等が解消されること。
- 国際社会・国内での取組みに対する理解・推進
  - ⇒ 国際社会および国内におけるジェンダーの平等と多様性を尊重する社会に係る取組みを積極的に理解し、推進すること。

● 禁止事項

- 配偶者暴力、ハラスメント、性別等を理由とした差別などの人権侵害の禁止
- 個人の性的指向やジェンダーアイデンティティに関して、公表の強制または禁止、本人の意に反して公にすること (アウトティング) の禁止

区として目指す姿

- すべての人が、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティにとらわれることなく、
- 差別や暴力を受けない社会
  - 多様な個人として尊重され、排除されることのない社会
  - 自らの意志によって、社会のあらゆる分野に参画できる社会
  - その個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会

# ジェンダー平等を推進するための「施策・推進体制」の考え方について（たたき台）②／3

「行動計画」の策定・公表

## ●各主体の役割

### 品川区の役割

- 基本理念に基づき、ジェンダー平等の推進に係る施策を総合的かつ計画的に実施する。
- 区民等、教育関係者、事業者等、国および他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、協力してジェンダー平等を推進する。

- 区民等とは「品川区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で学ぶ者その他区内で活動する者」をいう。
- ジェンダー平等について理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、その推進に努める。
- 区が実施するジェンダー平等を推進するための施策に協力するよう努める。

### 区民等の役割

- 区内において「学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人および法人その他の団体」をいう。
- ジェンダー平等の推進に係る教育の重要性を認識し、教育を行うよう努める。
- 区が実施するジェンダー平等を推進するための施策に協力するよう努める。

### 教育関係者の役割

- 事業者等とは「営利または非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人および法人その他団体」をいう。
- ジェンダー平等について理解を深め、事業活動を行う際は、その推進に努める。
- すべての人が家庭、職場、学校、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努める。
- 区が実施するジェンダー平等を推進するための施策に協力するよう努める。

### 事業者等の役割

## ●基本的施策（行動計画に基づき、総合的かつ計画的に実施）

- 配偶者暴力（DV）、ハラスメント、性別等を理由等した差別などの人権侵害の根絶に向けた施策  
【例】「人権尊重都市品川宣言」の周知、一人ひとりの状況に応じた相談の実施、DV相談、DV被害者等の自立に向けた支援体制の整備 など
- 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた施策  
【例】男女共同参画推進講座・講演会の実施、男女平等啓発誌『マイセルフ』の発行 など
- 政策決定およびあらゆる場での意思決定の過程におけるジェンダー平等を推進するための施策  
【例】区の審議会等における女性委員の参画促進に向けた取組み、女性職員への管理職等昇任試験の受験勧奨など
- 性別等にかかわらず、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和を可能とするための施策  
【例】子育て相談、保育等の子育て支援サービスの実施、わかもの・女性就業相談、創業支援センター等の運営（特に、武蔵小山創業支援センターでは、ウーマンズビジネスグランプリなど、女性のチャレンジを応援）、学校におけるキャリア教育の実施 など
- 生涯にわたるすべての人の健康の支援のため、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重に向けた施策  
【例】啓発講座・講演会の実施、各種検診の実施、しながわネウボラネットワーク など
- 学校教育、社会教育その他の教育の場において、ジェンダー平等を尊重する社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた施策  
【例】学校における市民科での人権教育の実施 など
- 多様な性に関する理解の促進と性的指向、ジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策  
【例】東京都パートナーシップ宣誓制度の活用、性の多様性尊重講座・講演会等の実施 など
- 国際社会および国内におけるジェンダー平等と多様性を尊重する社会にかかる取組についての理解および推進に向けた施策  
【例】企画部企画課にSDGs担当新設、品川区行動計画推進会議の開催 など

●区における推進体制

区の  
取組拠点

- 品川区男女共同参画センター  
（総務部人権啓発課男女共同参画担当）
- 大井町駅前 きゅりあん3階

- 区は、基本理念を実現するための行動計画を策定し、これに基づき、総合的かつ計画的にジェンダー平等を推進していく。
- 行動計画は、会議体の意見を聞いて策定する。
- 行動計画を策定または変更したときは、速やかに公表する。
- 行動計画に基づく区の施策の進捗状況については、会議体の評価および意見を付して毎年公表する。

行動計画  
の策定

多様な参画  
の促進

- 区の政策に多様な意見を反映するため、区の附属機関等における委員の男女（性別またはジェンダーアイデンティティに基づく男女をいう。）構成について、行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図る。
- 総合実施計画では、区が設置する附属機関等における女性委員の割合について、令和11年度までに「40%」を目標としている。（令和5年4月1日現在 35%）

- ジェンダー平等を推進するため、区長の諮問に応じ、行動計画の評価、変更その他ジェンダー平等の推進に関する重要事項を調査審議し、答申するための会議体を設置する。

審議・検討の  
ための会議体  
の設置

苦情の  
申出

- 区民等、教育関係者および事業者等は、区に対して、区が実施するジェンダー平等の推進に関する施策に係る苦情を申し出ることができる。
- 区は、区が実施するジェンダー平等の推進に関する施策に係る苦情の申し出があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。（区が必要と認めるときは、会議体の意見を聴いて、処理する。）
- 区は、苦情の処理にあたっては、苦情を申し出た者に関する情報を保護するとともに、公平かつ適切に行う。

●その他

女性の  
エンパワーメント

- エンパワーメントとは、「その人の本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること、または個人として、もしくは社会集団としてあらゆる段階の経済、政治その他の分野における意思決定の場に参画し、自律的な力を発揮すること」をいう。

- 区は、基本的施策の実施を通じて、女性（性別またはジェンダーアイデンティティに基づく女性をいう。以下同じ。）が尊厳と誇りをもって自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できるよう、女性のエンパワーメントのために必要な支援を行うものとする。

- 何人も、情報の発信および流通にあたっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

情報の  
発信・流通  
にあたって  
の配慮

変化への  
対応

- 区は、将来の環境および社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すものとする。